

『介護保険償還払い制度』について

高額介護サービス費

支給制度

同じ月に利用した介護サービス費の1割の自己負担額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

●申請に必要なもの

- ▼高額介護サービス費支給申請書
- ▼印鑑(スタンプ印を除く)
- ▼銀行口座の通帳(郵便貯金口座を除く)



次の①～③の費用は対象となりませんので、ご注意ください。



- ①支給限度額を超えてサービスを利用したときに支払う自己負担額
- ②居住費(滞在費)や食費、日常生活費
- ③住宅改修費や福祉用具購入費

【高額介護サービス費の利用者負担上限額】		
No.	利用者負担段階区分	上限額
1	■生活保護受給者など	個人：15,000円 世帯：15,000円
2	■住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ■住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	個人：15,000円 世帯：24,600円
3	■住民税非課税世帯で、上記No.2に該当しない方	個人：24,600円 世帯：24,600円
4	■住民税課税世帯	個人：37,200円 世帯：37,200円

福祉用具購入費・

住宅改修費支給制度

要介護(要支援)認定者に係る、福祉用具購入・住宅改修について、費用の一部を支給します(自己負担1割)。

福祉用具購入



入浴または排せつの用に供する福祉用具などの購入費の一部を支給します。

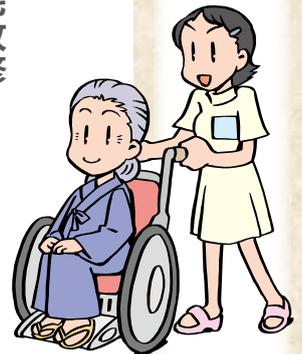
なお、要介護区分にかかわらず、支給限度基準額は年間10万円です。

*県の指定した特定福祉用具販売所・特定介護予防福祉用具販売事業所で購入されたものに限りです。

●申請に必要なもの

- ▼申請書
- ▼領収書
- ▼購入したものが掲載されているカタログ
- ▼印鑑(スタンプ印を除く)
- ▼銀行口座の通帳(郵便貯金口座を除く)

住宅改修



手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り替えなど、要介護者・要支援者の自立支援のための小規模な住宅改修に係る費用の一部を支給します。

なお、要介護区分にかかわらず、一つの住居につき、支給限度基準額は20万円です。

*居宅介護支援事業者などを通じて、事前に申請が必要です。

●申請に必要なもの

- 【住宅改修前】理由書・見積書・平面図・施工前の写真
- 【住宅改修後】申請書・施工後の写真・領収書・印鑑(スタンプ印を除く)・銀行口座の通帳(郵便貯金口座を除く)

問合先

本庁国保介護課介護給付グループ
(内線2623)および各支所市民福祉課